

様式第1号（第3条関係）

27松（保幼）第912号

平成28年2月22日

（宛先）松山市監査委員 様

松山市長 野志 克仁 印

平成27年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成28年1月12日付松監第67号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 保健福祉部 保育・幼稚園課	所管課長氏名 堀内 一甲
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
地方裁量型認定こども園運営支援事業補助金 ・補助金交付事務の適正化について 補助金の交付については、松山市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱に基づき、認定対象児童、認定外児童の区分に応じた、年齢区分による補助単価、児童数、入所月数から補助金額を算定している。 補助金変更交付申請書に添付の利用状況及び児童名簿を確認したところ、児童の区分が認定外から認定対象に変更となったものの、変更前区分において児童数を重複計上していたものが一部見受けられた。 重複して計上された補助金分については、監査期間中に返還処理は行われているものの、今後においては、保育・幼稚園課で交付している補助金について、確認体制の強化を図る等、補助金交付事務の適正化に努められたい。	地方裁量型認定こども園運営支援事業補助金 ・補助金交付事務の適正化について 今回、指摘を受けた地方裁量型認定こども園運営支援事業補助金については、補助事業が終了しましたが、保育・幼稚園課で交付している補助金には、同事業と類似の手続きを要する補助金もあり、既に、複数人で確認を行うなど、チェック体制の強化を図っています。 今後も適正な補助金の交付に努めていきます。

様式第1号（第3条関係）

松（坂雲）第221号

平成28年3月14日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成27年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成28年1月12日付松監第67号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 坂の上の雲まちづくり担当部長付	所管課長氏名 吉田 健二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
風早活性化協議会負担金 ・経理事務の適正な執行について 平成26年度風早活性化協議会決算書において、次年度繰越 418,341 円と記載されているが、別に積立金として 840,171 円が計上されている状況が見受けられた。積立金については、発行済刊行物の増刷対応のためとのことであったが、積み立てる必要性に乏しいうえ、別会計として経理されることにより、繰越金の総額が不明瞭になるおそれもあるため、当該年度に使用しなかった額については繰越金として一本化するなど、経理事務の適正な執行に努められたい。 また、繰越額が多額となっていることから、事業の内容を工夫するなど、より積極的に取り組み、適切な予算執行に努められたい。	風早活性化協議会負担金 ・経理事務の適正な執行について 積立金としていた支出項目については、繰越金の総額を明瞭とするため、26年度に使用しなかった額として繰越金に改め、27年度の決算が承認される総会時にその報告を行うこととしています。 また、繰越額が多額となっている点については、事業の内容を精査し、積極的な事業展開ができるよう、適正な予算執行に努めます。

様式第1号（第3条関係）

27松（観国）第557号

平成28年3月28日

松山市監査委員 様

松山市長 野志 克仁 印

平成27年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成28年1月12日付松監第67号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 観光・国際交流課	所管課長氏名 織田 祐吾
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
城山公園（丸之内地区） ・事業報告書の提出について 指定管理者の事業の執行状況については、基本協定書第28条により、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出することが義務付けられているが、提出されていない状況が見受けられた。 事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づく提出について指導されたい。	城山公園（丸之内地区） ・事業報告書の提出について 公園緑地課とも協議した結果、既存の四半期別報告書（第四期）の内容が、事業報告書の内容を含んでいることから、基本協定書の一部を変更し、四半期別報告書（第四期）の提出をもって、事業報告書の提出にかえることが出来るように改善した（平成28年3月18日変更協定済）。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

27松(公緑)第 9 0 8 号

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成27年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成28年1月12日付松監第67号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 都市整備部 公園緑地課	所管課長氏名 玉井 弘幸
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>城山公園 (堀之内地区)</p> <p>①事業報告書の提出について 指定管理者の事業の執行状況については、基本協定書第 28 条により、毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出することが義務付けられているが、提出されていない状況が見受けられた。 事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づく提出について指導されたい。</p> <p>②管理業務仕様書に定める内容の遵守について 城山公園堀之内地区の管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)について、報告書等として市の求めに応じて提出することと定められている業務のうち、データの収集整理やそれに係る市との協議等について行われていない状況や、損害賠償責任保険への加入において仕様書のとおり行われていない状況が見受けられた。仕様書に定める業務は、基本協定書第 5 条第 3 項において、遵守すべき事項とされていることから、今後においては、作成にあたり各業務の必要性について精査を行うとともに定められた事項については遵守されたい。</p>	<p>城山公園 (堀之内地区)</p> <p>①事業報告書の提出について 観光・国際交流課とも協議した結果、四半期別報告書(第四期)の内容に事業報告書の内容を含むため、基本協定書の一部を変更し、四半期別報告書(第四期)の提出をもって、事業報告書の提出にかえることが出来るように改善した(平成 2 8 年 3 月 1 8 日変更協定済)。</p> <p>②管理業務仕様書に定める内容の遵守について データの収集整理について、指定管理者と協議を行ない、利用者モニタリングも含めて実施するように指導し、また、損害賠償責任保険への加入については、その業務の必要性について精査し、仕様書に定める業務から外した。</p>

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成27年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成28年1月12日付松監第67号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 地域経済課	所管課長氏名 中島 郁
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>風早の郷 風和里</p> <p>①管理業務の再委託について 指定管理者の管理業務については、基本協定書第8条により、事前に松山市の承諾を受けた場合には、第三者に委託することができるものと規定されているが、一部承諾を受けずに再委託している状況が見受けられた。 担当課においては、再委託する場合は事前に承諾を受けるよう指導されたい。</p> <p>②委託内容の履行確認について 指定管理料で実施されている道の駅施設前海岸の維持管理（清掃業務）において、再委託先から提出される清掃日誌等による履行確認が長期にわたり行われていない状況が見受けられた。 委託内容が適正に履行されたことを確認した上で、委託料を支出するべきであるため、担当課においては、委託内容の適正な履行確認について指導されたい。</p> <p>③事業報告書の提出について 指定管理者の事業の執行状況については、基本協定書第28条により、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づく適切な時期の提出について指導されたい。</p>	<p>風早の郷 風和里</p> <p>①管理業務の再委託について 再委託について、額の大小に限らず全ての業務について、承諾を受けるよう指導を行った。また、申請時に想定していなかったものについても、必要になった場合は、速やかに再委託の承諾を受けるように指導を行った。</p> <p>②委託内容の履行確認について 指定管理者に、再委託先に対し適正に日誌等の書類作成をさせるよう指導を行った。 松山市においても、毎月清掃業務等の日誌や点検票といった履行が確認できる書類の提出を月別報告書と併せて提出するよう指定管理者に求め、現在は当該資料に基づき履行確認を行うようにしている。</p> <p>③事業報告書の提出について 事業主体の決算書の提出をもって事業報告書とするようにしていたが、60日以内に決算書の作成が難しいため、事業者と協議を行い、事業報告書の内容や様式を協議し、平成27年度からは、事業報告書をまず提出してもらい、決算書を補足資料として、作成後速やかに提出してもらおう扱いとすることにした。</p>